

別記1

第 条 本工事は、中間技術検査及び中間施工検査対象工事とする。

2 中間検査の実施は、「群馬県建設工事中間検査実施要領」に基づき当該工事の主要工程を考慮し行う。

3 中間技術検査実施の時期は、受注者から中間技術検査願が提出されたとき監督員と協議し別表により施工上重要な変化点で行う。

検査日の選定は検査願い受理後速やかに行うものとし、中間施工検査は契約担当者が指定した日に実施する。

4 契約担当者は、受注者に対して検査日及び検査員名を通知するものとする。

5 中間検査は、技術的確認を行うが給付の対象としない。

6 当該工事の請負者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 原則として契約関係書類、設計図書、施工計画書及び中間検査時点までの工事管理記録等を準備すること。

(2) 受注者は検査前に群馬県建設工事完成検査実施要領第2条第2項の検査に必要な機器等を準備すること。

6 受注者は、中間検査に立会わなければならない。

7 当該工事の中間技術検査実施回数は 回とする。

別記2

第〇〇条 本工事は中間施工検査の対象工事とする。

1 中間施工検査の実施は「群馬県建設工事中間検査実施要領」に基づき、当該工事の主要工程を考慮し検査員が検査日時を選定するものとし、契約担当者は、受注者に対して検査日時及び検査員名を通知するものとする。

2 中間施工検査は施工状況の確認を行うが給付の対象としない。

3 当該工事の請負者は、つぎの各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 原則として契約関係書類、設計図書、施工計画書及び中間施工検査時点までの工事管理記録等を準備すること。

(2) 受注者は検査前に群馬県建設工事完成検査実施要領第2条第2項の検査に必要な機器等を準備すること。

4 受注者は、中間施工検査に立会わなければならない。